

平成25年度事業計画

当会は昭和61年11月に任意の団体から社団法人富岡法人会として発足をいたしました。

平成20年12月より始まった公益法人制度改革により、申請手続きを進め、平成25年1月24日に群馬県公益認定等審議会より一般社団法人の認可を受け、平成25年4月1日に新法人の一般社団法人へ移行することができました。

また、会計基準も平成20年度基準新公益法人会計を取り入れ、公益事業、共益事業並びに法人会計で仕分けをすることにより、平成24年度より今までの事業計画書及び予算書の記載方法が大きく変わっています。

当会は、会員のための富岡法人会であり、会員にとって魅力ある法人会を目指すことはもとより、地域の法人に対し、常に変わる税制、納税者の記帳、税法知識の習得と普及をはかり、同時に、企業経営及び地域社会の発展・貢献に寄与も行い、良き経営者をめざします。

さらに、富岡税務署並びに友誼団体との連携を図り、e-Tax・eL-TAXの普及推進のPR活動を積極的に行い、利用拡大を図ります。

特に、平成23年11月に設置した環境対策特別委員会では、大塩湖へ水質浄化の実験装置を4種類設置しカワヒバリの接着状況調査を行い。又企業経営に役立つインターネットセミナーの研究を行い開設に努めます。

I. 基本原則

1. 活動方針

- 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、関係機関を通じて、国、県等に対して強力な要望を行い、その実現に努める。
- 税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力し、申告納税制度に貢献する。
- 企業経営の健全化と発展向上を図るため、経営・経理及び税務に関する研修会を行う。
- 小中学生に対する租税教育活動や、地域に密着した社会貢献活動に積極的に取り組み、健全な社会の発展に貢献する。

2. 活動基準

- 会員のため、ニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供。
- 会員のための、きめ細かな事業展開。
 - ・基準に基づき、研修・広報・福利厚生・意見具申・会員交流・社会貢献を柱に事業を展開する。

3. 組織運営基準

- 会員に密着した効率的組織
- 会員の意見、要望等が適切に反映される体制の確立。
- 決議機関、執行機関、事務局それぞれの適正化、透明性の確保。

II. 事業計画

1. 公益事業

【税務支援事業】

- (1) 税務研修会
 - ・毎新年度の税制改正のあらましの啓発、及びe-Taxの利用促進や実務等税務に関する研修。
- (2) 決算・申告説明会
 - ・決算に当たり税務署の立場から見た問題点・留意点についての研修。
- (3) 女性部会・青年部会税務研修会

・女性部会員や青年部会員等を対象に、税務に関する研修。

(4) 税制・経営情報の提供

・「法人だより」の作成（年2回）並びに税務をはじめ経営に関する小冊子等の配布

【税の啓発・提言事業】

(5) 管内企業へ e-Tax・eL-TAX の周知活動を行い、普及拡大を図るほか、会報等を活用して啓発活動に努める。

(6) 税制に関する調査研究・請願陳情活動の実施。

(7) 講師養成研修会に参加して、小中学生を対象とした租税教育活動の実施及びの開催。（租税教室 年2回、講師養成研修 年1回）

(8) 税に関する小中学生作文等の優秀作品を会報に掲載し広く啓蒙活動に努める。

【地域社会貢献事業】

(9) 非行防止啓発活動への支援（非行防止ポスター等）

(10) 地域づくり団体への支援（下仁田町、甘楽町、富岡市の団体）

(11) 青少年健全育成団体への支援（富岡少年少女発明クラブ、少年野球大会等）

(12) 地域活性化への協賛（富岡どんとまつり、下仁田夏祭り花火大会、甘楽町夏祭り等）

(13) 大塩湖水質浄化の実験装置の設置と事業展開（主幹：環境対策特別委員会）

(14) 市民公開健康セミナー等の開催（主幹：女性部会）

【経営支援事業】

(15) 部会別経営研修会

・青年部会 大蔵財務局等による中小企業に対する融資制度等研修の開催

(16) 青年部会 新年講演会

・企業経営に役立つ講演会の開催

(17) 青年部会 視察研修会

・新製品新技術開発発想のための視察研修の開催

(18) 女性部会 視察研修会

・経営改革発想のための視察研修の開催

(19) 「法人だより」の発行

・経営に役立つ記事の掲載

(20) 地区会別研修会

・税務・経営者等の研修の開催

(21) インターネットセミナーの研究と実施

2. 共 益 事 業

【会員支援事業】

(1) 総会特別講演会

(2) 青年部会研修会 税務及び経営に関する研修会の開催

(3) 女性部会研修会 税務及び経営に関する研修会の開催

(4) 法人だよりの発行 法人会事業等を周知するため会報を刊行配布し、会員へのサービスの向上を図る。

(5) 法人会事業ガイドの作成 法人会事業の周知をはかる。

(6) 部会活動推進のための助成金を交付する。

(7) 会員親睦ゴルフ大会の実施（異業種交流を目的に組合せを行う）

(8) 会員研修会の実施。（観劇やコンサート等の鑑賞）

(9) 会員交流事業の開催

(10) 先進地視察研修の開催

(11) 法人会融資制度の実施（通年）

指定金融機関との提携による。

【厚生制度推進事業】

(12) 法人会福利厚生制度の推進

- ・企業防衛と経営者の退職金準備のため・・・【経営者大型保障制度】
- ・ゆとりある老後の保障に・・・【個人年金制度】
- ・万一の災害に備えて・・・【ビジネスガード】
- ・経営者・従業員の個人の保障に・・・【個人保障プラン】
- ・がんの治療と対策に・・・【がん保険制度】
- ・入院時の治療に重点をおいた・・・【医療保険制度】

(13) 経営者大型保障制度推進会議の開催

【会員維持・拡大事業】

(14) 組織委員会の開催（会員増強会議）

(15) 会員増強運動の実施

- ・組織の強化に重点を置き、親会・地区会・部会・会員との意思疎通を緊密に行うと共に、部会活動を充実させ、親会・部会と会員との連携を強化し会員維持に努める。
また、会員増強活動については、親会・地区会・部会の状況に応じた増強運動を展開する。さらに、新設法人の加入勧誘を徹底強化し、会員増強及び加入率の向上に努める。
- ① 情報の共有・意思疎通の強化
 - ・部会活動並びに地区会議等組織拡大について常に意識啓発に努める。
- ② 役員体制の強化
 - ・役員を意識向上を図り、親会と部会・地区会が連携して、事業への参加促進を図る。
- ③ 会員増強月間の設定
 - ・親会・部会・地区会はもとより、金融機関・大同生命保険会社をはじめ各保険会社・税理士等の協力を得て会員増強月間を設け推進する。
- ④ 新設法人の加入勧誘の強化
 - ・新設法人説明会に協力して、法人会のPRを行い加入勧誘の推進に努める。
- ⑤ 会員増強用資料の整備
 - ・加入勧誘活動を円滑に推進するため、会員及び未加入法人の情報を整備し、未加入法人資料を作成する。

3. その他

(1) 公益法人会計基準を遵守し、指導監査基準に則した運営を実践

(2) 諸会議の開催

- ① 通常総会・臨時総会
- ② 正副会長会議
- ③ 理事会
- ④ 委員会・部会会議
- ⑤ 地区会会議
- ⑥ その他必要な会議